

災害救助に関する実務検討会

都道府県と指定都市の役割分担に関する中間整理(概要)

【論点】 [指定都市] [都道府県]

○基本姿勢

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・救助基準の適合性等の判断権限がないことが迅速な救助の実施を阻害 ・事務委任は権限の所在が曖昧で、事前の計画・訓練等の対策に支障 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度(事務委任)により対応が可能 ・都道府県の広域調整機能及び資源配分機能を損なう |
|---|---|

○権限委譲と事務委任の相違

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事前の計画、訓練、協定締結等の対策に支障 ・事務委任に関する事前の取決めで全てを調整することは困難 ・特別基準の協議主体になり得ないため、迅速・柔軟な救助を阻害 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年閣議決定により、現行制度(事務委任)で対応可能であり、事前
に発災時の役割分担等について体制を構築しておくことが重要とされる ・事務委任の事前事後の調整を十分に行えばよく、法改正の必要なし |
|---|---|

○広域調整機能及び適正な資源配分機能

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事前の取決めで資源配分等を定めることで、広域調整に支障を生じない ・指定都市と道府県の間で情報共有・意見交換を行った上で、なお意見が
一致しない場合は、それぞれが独自の判断で実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・同一道府県内で救助水準に差が生ずることで公平性を失する ・指定都市による資源の先取りにより、他地域の救助に遅れが生じる懸念 ・被災地全体での適切な資源配分、広域避難の調整等が重要 |
|---|--|

○応援要請・求償手続きの在り方について

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・道府県と指定都市がそれぞれ行うが、一本化等の簡素化も検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・県域を越える応援の調整、求償手続等につき、事務が煩雑になる |
|---|--|

○特別基準の地域内不均衡への考え方

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事前の調整、協議時の情報共有・意見交換を行うが、なお意見が一致し
ない場合、道府県と指定都市のそれぞれが独自の判断で実施 ・地域性や被災状況に応じて、同一府県でも救助水準に差が生じ得る | <ul style="list-style-type: none"> ・救助水準の地域内不均衡、指定都市による資源の先取りの懸念 ・特別基準の協議を指定都市が行えることとすれば現行制度の運用で対
応可 |
|--|--|

※その他の論点事項:災害救助法の適用基準、従事命令等、費用負担及び災害救助基金、権限移譲の対象を指定都市に限る理由 等

【国からの合意方式の提案と双方の意見】

指定都市への権限移譲の案として、一律に権限を移譲するのではなく、「権限移譲を希望する指定都市の長が、事前に調整すべき事項について包括する都道府県知事と事前に協議を行い、双方が合意できた場合にのみ救助の実施に係る権限を移譲する」という、「合意方式」(仮称)について国から提案
[現時点での指定都市及び道府県の意見]

指定都市: 従来から全ての指定都市への一律の権限移譲を求めており、一部の市に移譲することとなり得る合意方式は受け入れられない
道府県: 一部であっても権限移譲そのものに反対であるので、合意方式についても賛成できない